

東京税財政研究センター

会 報

第51号

2005. 9. 26 発行

発行人 吉 本 貢

東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

第12回通常総会報告

ひとまわり大きな運動に

理事長 吉 本 貢

第12回通常総会は去る8月23日、すべての議案を原案どおり決定し、役員を選出しました。昨年センター設立10周年を迎え、引き続き今年の総会は次の点でひとまわり大きくなったうえでの総会でした。1つは会員・賛助会員が発足当時の3倍を超える169名に拡大し、研究活動が広がっていること、そして2つめは従来の2倍ほどの新しい事務所を確保したことです。

いま、庶民大增税が行われようとしている中で、税務行政はその大增税を執行するための体制づくりを進めています。とりわけ、「調査」を最大限強化しようとし、そのためにも税理士を含む関係民間人が「税務支援」をさせられています。

税制・税務行政の民主化の課題はますます重要になっています。また、税理士会の自主性確立に向けた取り組みが必要です。センターでは秋から来春にかけて運動を強化していく方針です。

総会では「税・財政と改憲問題」と題し、北野弘久日本大学法学部名誉教授の記念講演がありました。憲法改正問題が自民党の「新憲法第1次案」

が公表されるなど重大局面を迎えつつあるなかで、9条改悪案にともなう税・財政について研究していくことが必要であり、北野教授の講演から多くのことを学びました。今後も機会あるごとに研究を深めていく必要があります。

「ひとまわり大きく」、これが今年のセンターの目標です。みなさんとともに取り組んでいきたいと願っています。

第12回通常総会は8月23日中野サンプラザで開催され、会員61名ほか来賓の参加をいただいた。総会は議長に高橋良氏を選出し、議事に入った。飯島専務理事から事業活動報告が、佐々木財政担当理事から収支決算書について報告があり原案どおり可決承認され、続いて事業活動計画と予算案及び事務所移転にともなう定款改定の報告がされ、いずれも原案どおり承認された。第1回理事会にて次の方が相談役に推薦された。石川一二氏、三浦誠氏、村上晴男氏、山本守之氏。

総会で選任された 新 役 員 (肩書は互選)

理事長	吉 本 貢	理 事	熊 澤 通 夫	理 事	内 藤 弘
副理事長	風 間 充	〃	桑 原 龍 太	〃	中 野 憲 弘
〃	坂 内 直 治	〃	坂 本 良 健	〃	〃 田 一 雄
〃	佐々木 時 輝	〃	鈴 本 木 健	〃	〃 林 伴 美
〃	塩 谷 清 雄	〃	鈴 木 木 所 静 子	〃	〃 福 田 悦 雄
〃	本 川 國 健 夫	〃	田 田 中 村 正 彦	〃	〃 堀 口 野 國 雄
専務理事	飯 島 健 輝 夫	〃	田 田 村 高 橋 良 晃	〃	〃 矢 野 順 計
理 事	青 木 輝 康 夫	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃 山 田 順 啓
〃	石 橋 夫 寛	〃	〃 〃 〃 〃	監 事	〃 小 澤 清
〃	大 野	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃 金 井

○● 法人課税はどうなる ●●●

消費税新規納税法人53万社

○● 予想される「調査強化」 ●●●

去る7月11日に全国の税務署では一斉に定期異動が行われ、新事務年度が始まりました（事務年度とは7月～6月をいいます）。毎年、新事務年度の開始に当たり、4月の全国国税局長会議を皮切りに各事務系統の会議が開かれます。

法人課税部門の事務運営について、今事務年度の方向を探ってみました。

まず、事務運営の基本的な考え方は前事務年度と変わりませんが、重点事項として、「調査事務量の確保等」が、追加されています。大口・悪質重点の調査事務運営を効果的に実施するとして、調査必要度に応じた納税者管理の充実に努めるとしています。また、事務処理体制の見直しやアルバイトの活用を推進して既存事務の削減・合理化を行い、調査事務量を最大限確保することに配慮するとしています。そして、限られた調査事務量の効果的な配分に努めるとして、各種施策の効果を十分に見極め、事案に応じた適切な調査体制や的確な進行管理を図ることにしています。

実地調査の状況を東京国税局でみると、東京局自体の法人税不正発見割合・消費税非違割合・源泉非違割合とも16事務年度の実績は15事務年度を下回っています。

調査件数が減り続けていることに対し、当局は相当危機感を持っているとみられ、総務課・管理部門にアルバイトを採用し、正規職員を調査部門に振り向けています。定期異動後に調査が入ったという事例も報告されており、まさに、調査優先体制の現れといえます。

15年度税制改正で消費税の免税点が引き下げられ、16年4月1日以降開始する事業年度から申告が始まっており、53万社が新規納税義務者となると推計されており、これら小規模法人に対する調査の強化が予測されます。

重点調査業種目は無店舗販売に変わって、電子商取引（風俗業の情報提供ネット販売等）が指定されています。注目業種として17事務年度に選定されたのは「対アジア取引」です。

従来源泉部門で行っていた源泉所得税の未納整理を法人課税各内部部門（法人内部・主担・源泉）の共通事務としてグループ運営をすることにしていきます。全体の未納割合は3.1%と変わらないものの、過年分未納者が9.5%増加しており、過年分の未納整理を最優先しています。超大口未納者を一元的に管理し、源泉統括官等による個別管理を実施することにしていきます。

第11回全国研究所等交流会議

● 9月11日・12日箱根で ●

9月11日(日)・12日(月)に箱根湯本の「開雲」にて第11回全国研究所等交流会議が開かれました。全国から24名(9研究所)参加し、地域における研究所等の役割、研究所等の経済基盤、今後の交流会のあり方等について意見交換、交流を行いました。

また、税制や税務行政の問題を整理し、地域での役割に寄与しようと、次の二つの報告を行い討論をしました。

1. 税調「個人所得課税の論点整理」の特徴と問題点
(報告者 熊澤通夫)

2. 税務行政の動向(国税局長会議・課税部長会議資料から)
(報告者 飯島健夫)

<法人課税における今後の調査事務運営のあり方>

1. 新たな調査接触体系の構築

(1) 基本方針

- ① 濃淡のある納税者管理・調査の一層の推進
- ② 実地調査以外の接触的確な実施

(2) 来事務年度の留意点

- ① 調査・接触対象(選定母体)の的確な抽出等

- ② 新書面添付制度を活用した効率的な接触
 - ③ 実地調査以外の接触に係る的確な処理
 - (3) 戦略的調査接触計画の立案
- コンプライアンスの維持・向上の最適化を。

具体的には、実況区分、売上階級、所得区分、事業歴等をどのように組み合わせ、全体としての「戦略的な調査接触計画」を策定する。
(全国国税局課税部長会議・17年5月)

第33回 公開講座のご案内

税制・税務行政の変化をどうみる

～どうなる税務調査、本年度の動向は～

全国の税務署では7月11日一斉に定期異動がありました。国税庁はこれに先立ち、全国国税局長会議を開催、各国税局では税務署長会議等を開催し、新事務年度に突入しました。

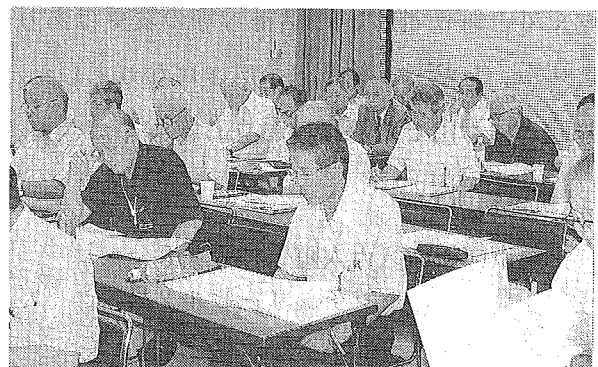
税制や税務行政が大きく変わろうとしている中、国税庁は新たな問題意識とその体制づくりを急ぎ、従来にも増して税務調査の方策変更、内部事務一元化の推進、申告相談の一部税理士会委託等を具体化しています。事務運営の基本を「納税者利便」「高額悪質重点調査」「審理の充実」「改正消費税対策」におき、税理士に対しては新書面添付制度の実効性の向上・意見聴取の積極活用を掲げています。

このような情勢の下、恒例の公開講座を開きます。多数のご参加を期待します。

記

- 日 時 2005年10月6日(木) 13時～17時
- 会 場 東税健保会館(新宿区大久保2-12-11 TEL 03-3232-5541)
- 内 容 (総論) 税務行政の現状と本年度の事務運営方針の特徴
(各論) 課税部門における事務運営の特徴
 個人課税(消費税を含む)
 資産課税(")
 法人課税(")
 徴収部門における事務運営の特徴
(質問コーナー)

第12回 通常総会 (2005.8.23)



遊んでいてお金の増える人 / 稼いでも稼いでも食えぬ人 / 何が何だかわからない / あゝわからないわからない / 今の世の中わからない (高田 渡)

▶ ここにもわからない人がいる。小泉純一郎その人だ。

「郵政民営化は改革の本丸、賛成しない人は国民に非ず…」と声を張り上げる。これだけの増税について「サラリーマン増税は行わない」そうだ。イラクの自衛隊、もはや給水もしていない、何度も襲われているにもかかわらず「イラク政府も高く評価している」近々の撤退はないという。憲法「9条改正が戦争に結びつくとは考えていない」等々。

▶ …… 苛重なる増税よ、是れ実に“戦争の為”なるべし。かくのごときの苛税に忍ばざる可らざる乎。何故にかくのごときの苦痛と不幸とを予防すること能はざりし乎。

(明治37年・平民新聞から)

▶ 納税義務を負う、しかるに参政の権利ありやなしや。

(塩)

○ 続・私のあしあと ○

いつのまにか、私は税理士になっている。

「中小企業会計基準」の統一近し、という業界紙のニュース記事がとびこむ。中小企業の「公正な会計基準」の到来か。いずれすべての決算書はこの基準で、となれば、昔の統括官の予言どおりの現出だ。

また、別の業界紙には、某銀行のパートナーローンとかいうものあり。税理士関与で、「中小企業会計基準」(税理士会版)に沿った経理処理をしているかどうかの「チェックシート」を添付し、税理士の紹介署名があれば融資が有利に、との記事が目につく。中小の業者は、税務署より銀行の方が怖いものだ。

税務署が「中小企業会計基準」どおりに、といわなくとも、銀行が自らの利のために積極的に、その採用を勧めるだろう。

銀行の融資窓口、例の「チェックシート」と紹介署名を持参して。

おたくの税理士さん「会計参与」じゃないの。「会計参与」ならいいんですがねえ。ぜひ、そうしてもらえば。だめなら、紹介しますよ。

びっくりして、飛び起きた。夢でよかった。

税務調査官が、税理士になったり、融資を頼む業者になったり。

大変な夢だった。

(時)

※ 事務所移転のお知らせ ※

陣容拡大に伴い、センター事務所を移転することになりました。新事務所は旧事務所の近くで、郵便番号、電話番号等の変更はありません。ただし、約2倍の広さになりました。お近くにお出の際にはお立ち寄りください。

【新事務所】

東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2階

